

## 八戸理容美容専門学校 学校関係者評価委員会規定

### (目的)

第1条 この規定は、八戸理容美容専門学校が、学則第3条第2項規定する自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定め事を目的とする。

### (自己評価の組織・所掌事項)

第2条 自己評価を円滑に実施する為に、その時に在籍する全教職員で委員会を組織し、以下の事項を所掌する。

- ①自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃する事について
- ②自己評価の評価基準項目及び、その報告書の作成に関する事について
- ③自己評価結果に基づく改善策の提案及び、その公表に関する事について
- ④その他自己評価の実施について必要な事項に関する事について

### (自己評価の実施)

第3条 自己評価を実施する時期は、原則として毎年4月と10月にする。

- 2 自己評価は、学校長の指揮のもと、第2条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員は認識し、誠実に取組まなければならない。

### (自己評価結果の活用・報告・公表)

第4条 教職員は自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

- 2 学校長は、自己評価結果を理事長（理事会）に報告しなければならない。
- 3 学校長は、理事長（理事会）の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

### (学校関係者評価)

第5条 学校長は自己評価の結果を学校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

### (関係者委員会の構成)

第6条 関係者委員会は、企業等委員・父母会・同窓生から学校が委嘱する委員8名以上と事務局により構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第7条 関係者委員会に、委員長を置く。

- 2 関係者委員会は、学校長が招集し、委員長がその運営にあたる。
- 3 理事長（理事会）が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の出席を求める事ができる。
- 4 関係者委員会は、委員の過半数の出席で成立する。
- 5 関係者委員会の決議は、出席した過半数の委員の決議で成立する。
- 6 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ、次年度の計画策定までの間に2回以上開催しなければならない。

(学校関係者評価の評価結果)

第8条 委員長は関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用・報告・公表)

第9条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

- 2 学校長は、学校関係者評価結果を理事長（理事会）に報告しなければならない。
- 3 学校長は、学校関係者評価結果について理事長（理事会）の承認を受け、公表しなければならない。

(報酬等)

第10条 関係者委員会の報酬は原則として無報酬とするが、別途学校が定める規定により会議費として支給する。

(その他)

第11条 本規定に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

この規定は令和元年7月22日改定。